

流産・死産等となられた方へ

妊婦のための支援給付金を支給します

必ず事前に春日市子育て支援課までご連絡ください

申請先
問合せ窓口

春日市子育て支援課母子保健担当

〒816-0851

春日市昇町1丁目120番地(いきいきプラザ内)

☎ 092-584-1015

✉ boshi-ho@city.kasuga.fukuoka.jp

1. 支給対象者

妊婦支援給付金の対象者は、次の①から③のすべてに当てはまる人です。

- ①令和7年4月1日以降に医師により「胎児の心拍」を確認された人
- ②令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶により、「胎児の数」を確認された人
- ③春日市に住民登録がある人

2. 給付額

妊婦支援給付金1回目・・・妊婦一人につき5万円

妊婦支援給付金2回目・・・妊娠していた胎児の数一人につき5万円

*多胎妊娠だった場合の妊婦支援給付金2回目は、5万円×子どもの人数分を支給

*母子健康手帳交付を受けている方は2回目のみ、母子健康手帳交付を受けていない方は1回目と2回目の合計額を支給します。

3. 申請方法

春日市子育て支援課窓口もしくは郵送で申請。

必ず事前に春日市子育て支援課までご連絡ください。申請要件等の確認と申請書の準備を行います。

4. 申請に必要なもの

＜母子健康手帳交付を受けている方＞

- ・母子健康手帳の「表紙」及び「妊娠中の経過」のページのコピー（胎児の数分）
- ・流産・死産・人工妊娠中絶と診断を受けた日の受診に係った領収書及び診療明細書（コピー可）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）のコピー
- ・指定口座情報の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）のコピー
- * 指定口座は支給対象者本人のものに限ります。

＜母子健康手帳交付を受けていない方＞

- ・医療機関記載の「妊婦給付認定用診断書」（裏面）もしくは同等の内容（胎児の心拍確認日、心拍が認められた胎児数、流産・人工妊娠中絶となった日、診断した医療機関、医師名）が確認できる書類
- ・流産・死産・人工妊娠中絶と診断を受けた日の受診に係った領収書及び診療明細書（コピー可）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）のコピー
- ・指定口座情報の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）のコピー
- * 指定口座は支給対象者本人のものに限ります。

5. 申請期限

妊婦支援給付金1回目・・・胎児の心拍が医療機関で確認され、妊娠が確定した日より2年間

妊婦支援給付金2回目・・・流産・死産・人工妊娠中絶したことを産科医療機関で確認した日より2年間